

自治会館管理規定

【1】総 則

この規定は、高舟台自治会館(土地・建物・及び付属設備・什器その他諸施設等を総称して以下会館という)の管理、運営及び維持に関する事項について定める。

【2】管 理

会館の管理、維持は高舟台自治会(以下自治会という)の総務部の所管とする。

【3】使用目的

会館は自治会組織(部及びサークル等を含む)の諸会議に使用する。

会員の福祉、親睦並びに青少年指導及び文化・体育向上を目的とした諸活動に使用する。

【4】各室の呼称

会館貸出の対象室は、原則として次の通り区分し呼称する。

室別呼称	場 所	備 考
A	2階大ホール2 / 3スペース	3 / 3使用の場合： 「A+B」と表示
B	2階大ホール1 / 3スペース	
C	1階多目的室	葬儀などの場合： 「C+D」と表示
D	1階和室	

【5】使用方法

- ① 毎月曜日と、理事会が特別に指定した日は、休館日として貸し出しをしない。但し、葬儀などの緊急を要する場合はその限りではない。
- ② D室は原則として高齢者に開放するが、例外として通夜・葬儀使用等の場合に限り開放外とする。
- ③ 会館に付随する他の場所については、使用申込みの都度、協議決定する。
- ④ 定められたところ以外は、全館(内外共)禁煙とする。

【6】使用申込みの方法及び変更、取り消しについて

- ① 自治会活動のために、次の会議等は、年間計画等に予約ができる。
総会・理事会・地区長会・班長会・専門部会及び実行委員会・プロジェクト委員会など。

- ② 会員及び会員外の個人又は団体等は、使用希望前月の10日から、使用申込書により、空室に対して予約ができる。
- ③ 自治会で認めた活動組織(松寿会・グリーンピース等の団体、各種サークル等以下「サークル等」という)は、使用希望前月の1日から7日までに、使用申込書により、空室に対して予約ができる。
- ④ 通夜・葬儀(会員に限る)の場合は、緊急使用と認め、使用申込書によりC+Dを使用することができる。
- ⑤ 使用申込書(別表-2)に必要な事項を記入し、使用料金表(別表-1)の料金を添えて会館管理者に提出し、予約を完了する。
- ⑥ 予約後の変更又は取り消しによる料金の払い戻しについては、利用日の10日前までに申し出があった場合は全額を払い戻す。

【7】利用時の心得

- ① 使用者は、会館管理規定を守らなければならない。
- ② 会館管理者より、使用について指示等を受けたときは、従わなければならない。
- ③ 使用後は、自主点検表に従って確認点検を行い、事故防止すると共に、後の使用者に迷惑をかけない様心掛けなければならない。
- ④ 万一、器物・備品等を破損又は紛失した場合、その責任者は会館管理者と相談の上善処するものとする。

【8】規定の改廃

この規定の改廃は理事会で審議決定する。

付 則

1. 昭和 46 年 9 月 1 日より実施する。
2. 昭和 58 年 3 月 13 日 一部改定。
3. 昭和 60 年 8 月 1 日 一部改定。
4. 平成 3 年 4 月 28 日 一部改定。
5. 平成 11 年 6 月 6 日 一部改定。
6. 平成 15 年 5 月 31 日 一部改定。
7. 平成 28 年 4 月 1 日 一部改定。
8. 令和 4 年 2 月 27 日 一部改定。